令和８年２月５日現在

ナッキー号運賃・免除規定に関するＱ＆Ａ

Ｑ１：今までの運賃免除規定はそのままか。

Ａ　：現行の運賃免除規定は引き続きご利用できます。
＜全額免除規定＞　①小学生または中学生の通学のための乗車
②身体障害者手帳の交付を受けている方
③精神障害者手帳の交付を受けている方
④療育手帳の交付を受けている方
⑤上記②～④の方と同乗する介護人
⑥児童福祉施設により養護、保護を受けている方及び
その同伴者

Ｑ２：乗継割引（半額免除）はどのように利用するのか。

Ａ　：下記対象路線から乗り継いでナッキー号をご利用いただく場合はナッキー号の運賃が半額割引となります。
ご利用には、対象路線の降車時に次にナッキー号の乗ることを乗務員に伝え「乗継証明書」の交付を受けて下さい。
ナッキー号を降車時に「乗継証明書」に半額運賃を添えてお支払ください。
※「乗継証明書」は当日に限り有効です。

＜対象路線＞三重交通路線バス（名張市内）、あららぎ号、ほっとバス錦、
コモコモ号、コモコモらいど、みどり号、はたっこ号

Ｑ３：乗継割引（運賃半額免除）は、タクシーや電車を使っても適用されるか。

Ａ　：運賃が半額になるのは、Ｑ２記載の対象路線からナッキー号に乗り継ぐ場合に限ります。

Ｑ４：対象路線から乗り継ぎをしたのに「乗継証明書」を貰うのを忘れた場合は、どうしたらよいか。

Ａ　：「乗継証明書」がないと適用になりません。
通常運賃をお支払下さい。

Ｑ５：往復利用を行う際は、行き・帰りで使用する路線バス等が違ってもよいか。

Ａ　：対象路線であれば問題ありません。
往復利用の際は、必ず行きの対象路線を降りる時に、「乗継証明書」２枚の交付を受けて下さい。

Ｑ６：ナッキー号から対象路線に乗り継ぎする予定だが乗継割引（運賃半額免除）となるか。

Ａ　：ナッキー号から対象路線へ乗り継ぐ場合には、適用されません。
対象路線からナッキー号へ乗り継ぐ場合のみが適用となります。
※往復利用をされる場合に限り、帰りのナッキー号から対象路線への乗り継ぎもナッキー号の運賃が半額となります。

＜適用例＞

・対象路線	→	ナッキー号	適用	乗継証明書１枚が必要
・対象路線	⇔	ナッキー号	適用	乗継証明書２枚が必要
・ナッキー号	→	対象路線	適用外	
・ナッキー号	⇔	対象路線	適用外	

Ｑ７：交付を受けた「乗継証明書」を使わなかった場合は返却するのか。

Ａ　：原則、利用しない証明書は返却して下さい。

Ｑ８：対象路線で目的地まで行き、復路のみナッキー号を利用する場合はどうなるのか。

＜行き＞

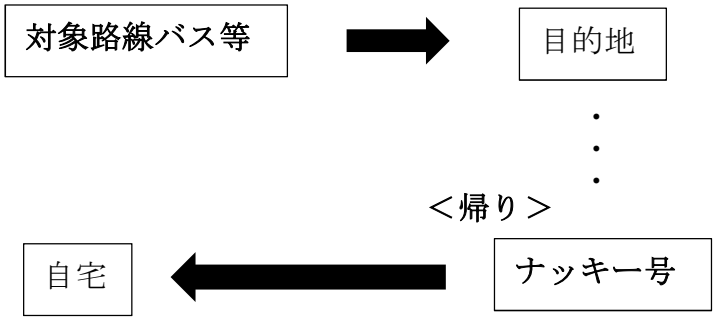

Ａ　：乗り継ぎには該当しないため適用外となります。

Ｑ９：ナッキー号無料乗車キャンペーンで貰った「割引乗車券」や名張ケンコーマイレージの「ナッキー号乗車券」は運賃改定後も使えるのか。

Ａ　：使用できます。
※有効期限がありますのでご注意ください。

以上